

旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国がんセンター協議会（以下「本会」という。）の業務遂行に伴う出張に要する旅費について、必要な事項を定め、旅費の適正かつ合理的な支給を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会の役員、会員施設の役職員および事務局員（以下「役職員等」という。）が、本会の業務のために出張する場合に適用する。

(用語の定義)

第3条 本規程において「出張」とは、本会の業務命令または承認に基づき、通常の勤務場所または居所を離れて移動することをいう。

第2章 出張命令および基本原則

(出張の承認)

第4条 出張は、あらかじめ事務局長または事務局長が指定する代理人の承認を得て行うものとする。

2 やむを得ない事情により事前の承認が困難な場合は、出張後速やかに承認を得なければならない。

(旅費支給の基本原則)

第5条 旅費の支給にあたっては、最も経済的かつ合理的な通常の経路および方法によるものとする。

2 旅費は、業務遂行上必要と認められる範囲に限り、実費を支給することを原則とする。

第3章 旅費の種類および内容

(旅費の構成)

第6条 旅費は、次に掲げるものから構成される。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 日当
- (4) その他、業務遂行上必要と認められる実費

(交通費)

第7条 交通費は、鉄道、バス、航空機その他の公共交通機関の利用に要した実費とする。

2 交通手段および経路は、最も経済的かつ合理的な通常の経路および方法に準じて選択するものとする。

3 特別急行料金、航空賃等については、業務上の必要性および合理性が認められる場合に限り支給する。

(宿泊料)

第8条 宿泊料は、出張に伴い宿泊を要する場合に支給する。

2 宿泊料の支給額上限は、別表第一のとおりとする。

3 開催地の事情その他やむを得ない理由により、前項に定める基準額を超える宿泊料が発生した場合であって、事前に事務局長または事務局長が指定する代理人の承認を得たときに限り、当該宿泊料の全額を支給することができる。

(日当)

第9条 日当は、出張中に要する通信費その他雑費に充てるために支給することができる。

2 日当の支給の有無および支給額は、役職員等の別なく、一律一夜につき 2,400 円とする。

3 宿泊を伴わない日帰りの出張については、日当は支給しない。

第4章 旅費の支給および精算

(旅費の支給方法)

第10条 旅費は、原則として役職員等が立替払いを行い、事後に精算する方法によって支給する。

(精算手続)

第11条 旅費の精算は、本会経理規程第10条に基づき、所定の立替精算書に必要な証憑書類を添付して行うものとする。

2 精算期限、証憑書類の取扱いおよび精算が認められない場合の取扱いについては、経理規程の定めによる。

(支払方法および支払時期)

第12条 旅費の支払いは、原則として金融機関口座への振込みにより行うものとし、支払条件および支払時期については、本会経理規程第9条に従う。

第5章 雑則

(不正・不適切な支給の禁止)

第13条 虚偽の申請、証憑書類の偽造またはその他不正な行為により旅費の支給を受けた場合は、当該金額の返還を求めるとともに、必要に応じて、文書による注意その他業務上必要な措置を講ずることができるものとする。

(主管)

第14条 本規程は本会事務局が主管する。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第 16 条 本規程に定めのない事項については、定款、経理規程および関係法令の定めによる。

附 則

本規程は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。

別表第一 宿泊費基準額（第 8 条関係）

宿泊先	宿泊費基準額（一夜につき）	
	会員施設の施設長およびそれに準ずる者	それ以外の者
北海道	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
青森県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岩手県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
宮城県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
秋田県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
山形県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福島県	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
茨城県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
栃木県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
群馬県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
埼玉県	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
千葉県	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
東京都	二七、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
神奈川県	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
新潟県	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
富山県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
石川県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福井県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
山梨県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
長野県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
岐阜県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
静岡県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
愛知県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
三重県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

滋賀県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
京都府	二六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
大阪府	二一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
兵庫県	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
奈良県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
和歌山県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鳥取県	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
島根県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
岡山県	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
広島県	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
山口県	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
徳島県	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
香川県	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
愛媛県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
高知県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
福岡県	二二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
佐賀県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
長崎県	一七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
熊本県	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
大分県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮崎県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鹿児島県	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
沖縄県	一六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円